

生活支援情報

第13号修正版

平成23年8月19日

仙台市災害対策本部

災害弔慰金の支給対象となるご遺族の範囲が拡大されました

- 災害弔慰金は、災害により死亡された方のご遺族へ支給されるものです。
- これまで、支給対象となるご遺族は、死亡された当時の配偶者、子、父母、孫または祖父母とされていましたが、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が7月29日に公布、施行されたことに伴い、ご遺族の範囲に兄弟姉妹が加わりました（ただし、死亡された方の死亡当時、その方と生計を同じくしていた方、または同居していた方に限ります）。
- なお、兄弟姉妹への支給は、死亡された方の死亡当時における配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれも存しない場合に限られます。

■支給対象となる方

た
拡
大
さ
れ
た
範
囲

順位	対象者	支給額	
①	死亡当時、死亡された方により主として生計を維持されていた	500万円	
②			配偶者
③			子
④			父母
⑤			孫
⑥	上記以外	250万円	
⑦			配偶者
⑧			子
⑨			父母
⑩			孫
⑪	死亡当時、死亡された方により主として生計を維持されていた	500万円	
⑫	上記以外	250万円	

■受付窓口・時間

受付窓口	受付時間
青葉区役所 2階会議室	9:00~16:30
宮城総合支所 3階第2会議室 (※土・日曜日、祝日は1階5番窓口で受け付けます)	
宮城野区役所 6階エレベーターホール前	
若林区役所 1階ロビー	
太白区役所 2階第1会議室	
泉区役所 東庁舎2階	
市役所本庁舎 1階ギャラリーホール 被災者支援相談窓口 (※8月9日から、窓口が8階から1階に変更となりました)	9:00~17:30 (土・日曜日、祝日は16:30まで)

■問い合わせ

被災者支援情報ダイヤルTEL214-3805

軽微な建物被害の「り災証明」の手続きを、一部簡素化します

- 「り災証明書」の発行までに要する期間を短縮するため、建物の被害が軽微だと思われる場合は、申請窓口で判定を行うことができます。申請窓口「被害状況の分かる写真」をお持ちになり、職員と一緒に「判定シート」で被害の程度をご確認ください。
- 「判定シート」での確認の結果、「一部損壊」となった場合には、実地調査を省略し、1週間から10日程度で、「一部損壊」の「り災証明書」を郵送発行します。
- 「判定シート」での確認の結果、被害の程度が「半壊」「大規模半壊」「全壊」となる可能性がある場合や、建物の直下に地割れがあったり、建物が不同沈下（不ぞろいな沈下）を起こして傾斜が生じていたりする場合などは、実地調査を行います。調査を行う場合には、「り災証明書」の発行まで、おおむね1カ月から1カ月半程度の期間がかかります。

■問い合わせ ※TEL番号はいずれも代表電話です

青葉区固定資産税課	TEL225-7211	太白区固定資産税課	TEL247-1111
宮城総合支所固定資産税課	TEL392-2111	秋保総合支所税務住民課	TEL399-2111
宮城野区固定資産税課	TEL291-2111	泉区固定資産税課	TEL372-3111
若林区固定資産税課	TEL282-1111		

マンション共用部分の応急修理を受け付けます

- 住宅の応急修理制度の適用範囲を拡大し、区分所有マンションの共用部分の修理も受け付けます。
- 対象となる修理部位は、高架水槽、下水管、エレベーター、共用廊下、階段、屋上の防水処理等です。基礎や大規模な躯体の補修、複数階にまたがる壁の補修等は対象外です。
- 1世帯当たりの限度額は、専有部分と共用部分の修理費用合わせて52万円（税込み）です。※詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

住宅応急修理コールセンター TEL0120-055-150

仙台法務局からのお知らせ

東北一斉「法務なんでも相談所」を開設します

仙台法務局では、東北一斉相談所を開設します。


震災により壊れた建物の登記や境界等に関するご相談のほか、遺言、戸籍、国籍、供託、人権擁護に関する内容について、法務局職員、司法書士、土地家屋調査士及び人権擁護委員が相談に応じます。

相談は無料で、予約は不要です。秘密は固く守ります。

■日時＝9月11日(日)10:00～16:00

■開催場所＝仙台法務局1階ロビー

◎相談は電話でもお受けします

フリーダイヤル  0120-227-746

開設時間 平日 8:30～17:15

土・日曜日、祝日 9:00～16:00（ただし、9月11日(日)は10:00～16:00）

■問い合わせ

仙台法務局庶務課 TEL225-5689